

# 財団法人駐車場整備推進機構

役 員 給 与 規 程

制 定 平成 5 年 1 1 月 1 0 日

最終改正 平成 2 2 年 4 月 1 日

(総則)

第1条 財団法人駐車場整備推進機構の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与)

第2条 役員の給与は、本給、地域手当、業務管理手当及び通勤手当とする。

(本給)

第3条 役員の本給は、月額とし、理事長にあつては873,000円、専務理事にあつては835,500円、常務理事にあつては798,000円とする。ただし、本給の月額を減額して支給する場合には、別途理事長が定め、これを公表するものとする。

(地域手当)

第4条 地域手当は月額とし、本給の月額に100分の17を乗じて得た額とする。

(業務管理手当)

第5条 業務管理手当は月額とし、本給の月額に100分の42を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、通勤のために交通機関等を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例としている役員に対して、1月の通勤に要する定期券等の購入費の実費を支給する。

(給与の支給定日及び支給方法)

第7条 役員給与の支給定日は毎月16日(その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)とする。

2 役員給与は、法令に基づきその役員給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。

(あらたに常勤役員となった者の給与)

第8条 月の初日以外の日においてあらたに常勤役員に任命された者に対する任命当月分の給与については、第3条、第4条及び第5条の規定による支給額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額にその者が常勤役員となった日から月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。

(常勤役員でなくなった者の給与)

第9条 月の末日以外の日において常勤役員を退職し、又は解任された者に対する退職当月分又は解任当月分の給与については、それぞれ第3条、第4条及び第5条の規定による支給額を当該月の土曜日及び日曜日以外の

日の数で除して得た額に、当該月の初日からその者が退職し、又は解任された日までの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。

2 月の末日以外の日において死亡した常勤役員に対する死亡当月分の給与については、第3条、第4条及び第5条の規定による支給額の全額を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規定に定めるところにより給与計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の定めるところに準じて行う。

(実施に関し必要な事項)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成22年4月1日改正)

この規程は、平成22年4月1日から適用する。